

国立大学法人東京医科歯科大学統合診療機構規則

（平成29年3月23日）
規則第35号

（総則）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号。以下「組織運営規程」という。）第27条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学統合診療機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 機構は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）において、医学部附属病院及び歯学部附属病院（以下「両附属病院」という。）の一元的な運用を行うことで、両附属病院の連携を一層強化し、病院運営の更なる高度化及び効率化を目的として設置する。

（組織等）

第3条 機構は、次の各号に掲げる組織により構成される。

- (1) 医学部附属病院
- (2) 歯学部附属病院
- 2 前項の組織の連携を推進するために、機構に、統合診療機構事務部門（以下「事務部門」という。）を置く。
- 3 前項の部門に部門長を置く。
- 4 前2項の組織等に関し必要な事項は別に定める。

（機構の業務）

第4条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 両附属病院の連携に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 病院運営の基盤的業務の連携強化に関すること。
- (3) その他、両附属病院間の調整に関すること。

（機構長）

第5条 組織運営規程第14条の4第2項に規定する機構長は、学長が指名する理事をもって充てる。

- 2 機構長は、機構の管理運営について統括する。

（副機構長）

第6条 機構に副機構長を置き、次の者をもって充てる。

- (1) 医学部附属病院長
- (2) 歯学部附属病院長
- (3) 事務部門長
- (4) その他学長が特に認めた者

- 2 副機構長は、機構長の職務を補佐する。
- 3 第1項第4号の副機構長の任期は、学長が定めることとし、再任を妨げない。ただし、当該副機構長を任命する学長の任期の末日以前までとし、定年退職日が学長の任期の末日以前である場合は、当該定年退職日までとする。

(機構長補佐)

第6条の2 機構に、機構長補佐を置き、教職員をもって充てる。

- 2 前項にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合は、専任の機構長補佐を置くことができる。
- 3 機構長補佐は、機構長の指示に基づき、機構長が必要と認める業務を行う。
- 4 第1項の機構長補佐の任期は、学長が定めることとし、再任を妨げない。ただし、機構長補佐の任期の末日は、当該機構長補佐を任命する学長の任期の末日以前とする。

(医歯連携推進担当者)

第7条 機構に、両附属病院の連携、調整を担当する医歯連携推進担当者を置く。

- 2 医歯連携推進担当者に関し必要な事項は、別に定める。

(教職員)

第8条 機構に、機構長、副機構長及び医歯連携推進担当者のほか必要な教職員を置くことができる。

(医療戦略会議)

第9条 機構に、医療戦略会議を置く。

- 2 医療戦略会議は、本学の医療戦略及び学長から指示のあった事項を審議する。

(医療戦略会議の組織)

第10条 医療戦略会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
 - (2) 副機構長
 - (3) 学長が指名する副理事
 - (4) その他学長が指名する者
- 2 前項第4号の委員は、学長が委嘱する。

(委員の任期)

第11条 前条第1項第4号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する学長の任期の末日以前とする。

- 2 前条第1項第4号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第12条 医療戦略会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

- 2 議長は、医療戦略会議を招集し、これを主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、副機構長がその職務を代行する。

(議事)

第13条 医療戦略会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 医療戦略会議の議事は、議長を含め出席した委員の過半数をもって決し、決しないときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第14条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員会等)

第15条 機構に、両附属病院共通の課題、協働する課題及び両附属病院の連携に関する事項を審議するため、委員会その他の必要な会議を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、委員会その他の必要な会議に関し必要な事項は別に定める。

(事務)

第16条 機構に関する事務は、統合診療機構事務部門で処理する。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、医療戦略会議の議を経て、機構長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 国立大学法人東京医科歯科大学医療戦略会議規則(平成20年規則第15号)は、廃止する。

附 則(令和2年4月6日規則第109号)

この規則は、令和2年4月6日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和3年5月21日規則第66号)

この規則は、令和3年5月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。